

令和4年度 外郭団体に関する特別委員会 活動状況報告（案）

外郭団体に関する特別委員会の活動状況について、ご報告申し上げます。

本委員会は、地方自治法第221条第3項に定められた市の出資団体のうち出資率の高い団体32団体を対象に、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査を行うものであります。令和4年6月24日より、各団体における事業の実施状況や、財政状況、経営改善の取組等について、当局の報告を求め、審査を行うとともに、他都市における外郭団体等についても調査するなど、精力的に活動してまいりました。

委員会審査においては、委員からは、各団体の事業実施の基本的な考え方、今後の方向性、在り方はもとより、それぞれの団体の課題や問題点等について熱心な質疑がなされました。

各団体においては、従来から言われている少子・高齢化のみならず、新型コロナウイルス感染症や物価高騰など社会経済情勢がさらに大きく変化する中で、市民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、現場の声を大切にし、コロナの収束後を見据え、自立した経営基盤の下で、効果的かつ効率的な市民サービスの提供に努めるとともに、生産性の向上性のため、デジタル化・DX化を推進していくことが重要であります。

今後の外郭団体運営にあたっては、団体の目的や役割を踏まえ、取り組むべきミッションの共有や公益への貢献を行うなど、市とともに課題解決や使命の達成に取り組んでいくことが求められます。

それには、神戸市全体として、一体的で質の高い公的サービスを提供できる仕組みを構築するため、外郭団体の自主性を踏まえつつ、統括・調整を行っていくことが重要であります。

令和3年8月に公表された「外郭団体の抜本的な見直し方針」を踏まえ、昨年3月に各外郭団体における「経営改革プラン」が公表されました。その達成のため、市が支援・指導を行いつつ、抜本的な外郭団体改革に取り組んでいくとのことであります。

引き続き団体と市と、綿密に連携していただき、これまで述べた観点を踏まえ、着実に実行いただきますようお願い申し上げます。

なお、各外郭団体の固有の課題や問題点については、委員会の審査過程において各委員から述べられた意見・要望などを十分に踏まえ、今後の事業運営の中で対応していかれるよう申し上げます。

以上、委員会の活動状況についてご報告申し上げ、議員各位のご了承を賜りたいと存じます。